

相続対策に必須の遺言 ～普通方式と特別方式～

その2

民法では、普通方式遺言3種類と、特別方式遺言4種類を定めています。

普通方式遺言は、自筆証書遺言、公正証書遺言、及び秘密証書遺言の3種類です。原則として、この普通方式遺言3種類の中から選択して遺言書を作成します。ただし、生命の危機が迫るような緊急時のために、特別方式遺言も規定されています。特別方式遺言は、死亡危急者遺言、船舶遭難者遺言、伝染病隔離者遺言及び在船者遺言の4種類です。

遺言の方式	普通方式	自筆証書遺言		民法968条
		公正証書遺言		民法969条・民法969条の2
		秘密証書遺言		民法970条・民法971
	特別方式	危急時遺言	死亡危急者遺言	民法976条
			船舶遭難者遺言	民法979条
		隔絶地遺言	伝染病隔離者遺言	民法977条・980条
在船者遺言			民法978条・980条	

一般的には、普通方式による3つの方式のいずれからの遺言書が作成されています。そのうち、作成件数が最も多いのが、公正証書遺言と思われます。

〈公正証書遺言の数の推移〉

	遺言公正証書 件数 (件)	増加率 (%)		遺言公正証書 件数 (件)	増加率 (%)		遺言公正証書 件数 (件)	増加率 (%)
平成1年	40,941	—	平成11年	57,710	5.0	平成21年	77,878	1.9
平成2年	42,870	4.7	平成12年	61,255	6.1	平成22年	81,984	5.3
平成3年	44,652	4.2	平成13年	63,804	4.2	平成23年	78,754	—
平成4年	46,764	4.7	平成14年	64,007	0.3	平成24年	88,156	11.9
平成5年	47,104	0.7	平成15年	64,376	0.6	平成25年	96,020	8.9
平成6年	48,156	2.2	平成16年	66,592	3.4	平成26年	104,490	8.8
平成7年	46,301	—	平成17年	69,831	4.8	平成27年	110,778	6.0
平成8年	49,438	6.8	平成18年	72,235	3.4	平成28年	105,350	—
平成9年	52,433	6.1	平成19年	74,160	2.7	平成29年	110,191	4.6
平成10年	54,973	4.8	平成20年	76,436	3.1	平成30年	110,471	0.2

*秘密証書遺言の作成件数は、平成16年104件、平成17年86件、平成18年121件、平成19年94件、平成20年91件、平成21年101件、平成22年95件、平成23年103件、平成24年35件、平成25年109件、平成26年130件、平成27年138件、平成28年135件、平成29年134件、平成30年128件となっています。

特別方式の遺言には、以下の4つの方式があります。なお、特別方式の遺言は、遺言者が普通方式による遺言をすることができるようになった時から6か月生存するとき効力を失います(民法983)。

遺言の方式		概要
危急時遺言	死亡危急者遺言 (民法976)	疾病等により死亡の危機が迫った者が、証人3人以上の前で遺言の趣旨を口授、証人が筆記するなど一定の要件を備えたもの。遺言の日から20日以内に家庭裁判所に請求しその確認を得なければ効力を失う。
	船舶遭難者遺言 (民法979)	遭難した船舶中に在って死亡の危機が迫った者が、証人2人以上の立会いをもって口頭で行ったもの。遅滞なく家庭裁判所に請求しその確認を得なければ効力を失う。
隔絶地遺言	伝染病隔離者遺言 (民法977・980)	伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者が、警察官1人及び証人1人以上の立会いをもって作成したもの。
	在船者遺言 (民法978・980)	船舶中にある者が、船長又は事務員1人及び証人2人以上の立会いをもって作成したもの。

(文責：山本和義)